

令和7年度 彦根市観光ガイドブック制作委託業務 仕様書

この仕様書は、令和7年度 彦根市観光ガイドブック制作委託業務について定めたものであり、受託事業者は本仕様書に基づき、観光ガイドブックの制作業務を行うものとする。業務の詳細については、受託事業者決定後、その事業者の提案をもとに双方協議の上決定する。

1. 委託業務の趣旨

令和6年度発行の彦根市観光ガイドブック「いこ～ね！ ひこ～ね」の「表紙」および「裏表紙」の新規デザインの制作を行う。

ガイドブック本文（2P から 19P）については、現行のデザインを継続使用し、改訂増刷を行う。

2. 委託業務期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

3. 委託業務の内容

業務の範囲には、企画立案・撮影・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・翻訳・校正・印刷・製本・梱包・納品・工程管理など当該ガイドブックの制作に必要なすべての作業を含むものとする。

①規格

色：4色フルカラー、B5変型版、20P、中綴

紙質：表周り（マット135kg）、中面（マット90kg）

②必須掲載項目

既存の彦根市観光ガイドブックの掲載情報を記載。

- ・観光情報の更新、修正
- ・地図情報の更新、修正
- ・一部内容の改訂等を依頼する場合がある。
- ・その他詳細は別途協議を行う。

③指示事項

- ・冊子名は「いこ～ね！ ひこ～ね」を継続して使用すること。

ただし、フォント・文字サイズ・色・縦書き横書きは問わない。

- ・表紙上部7cm以内に冊子名を記載し、パンフレットラック等に陳列した際に、冊子名が見える表紙デザインとすること。
- ・デザインに使用できるキャラクターは彦根市公式キャラクターである「ひこにゃん」「いいのすけ」のみとする。

4. 成果品及び納期

(1) 印刷物

部数及び納期

部数：90,000部

納期：3月下旬頃

(2) 納品方法

- ・100部/1梱包
- ・破れにくいクラフト紙等で梱包すること。
- ・梱包後は、側面に冊子名と部数が書かれたシールを貼ること。
- ・持ち運びしやすくすること。
- ・駐車スペースの関係上、3t トラック以下のトラックにて納品すること。※分納不可
- ・納品時は、倉庫内まで全ての印刷物を運び入れること。

電子データ

- ・PDF データ
Web サイト掲載用（軽量版）及び印刷用版下データ（CMYK 分解及びアウトライン化済み）
- ・デザインデータ（.ai、.indd 等）
Adobe Illustrator または Adobe InDesign これに準じたソフトウェアに対応し、再編集可能かつアウトライン化済みのデータ
- ・ガイドブック制作に使用した素材データ

(3) 納品先（住所等は、別途指定）

彦根市観光交流課
鳥居本宿交流館「さんあか」
公益社団法人 彦根観光協会 または 彦根観光センター
※納品先ごとの納品部数は別途指示します。

5. 留意事項

- (1) 委託料には、発送経費や素材使用に係る使用料、写真撮影費用等、本委託業務遂行に必要な全ての経費を含む。
- (2) 制作に係る写真・画像等について、市所有の写真・画像等を可能な限り提供する。
ただし、その他制作に必要な第三者が撮影・作成した、写真・画像等の使用に関する諸権利については、受託事業者において処理（許諾、契約、同意等）することとする。
- (3) 制作にあたっては、文字校正、色校正を行うこと。校正作業にあたっては、市が校了と判断するまで行うものとする。
- (4) 本件制作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条および第 28 条の権利を含む。）の全ては彦根市に帰属する。したがって、彦根市は制作物の全部または一部をインターネットや市の出版物等において自由に使用できるものとする。
ただし、従来から受託事業者が権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託事業者に留保するものとし、この場合、市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) (4) の著作権は、本件制作物に係る検収（検査）に合格し、受託事業者から彦根市へ引き渡しを受けた時に移転するものとする。
- (6) 受託事業者は、彦根市または彦根市が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

- (7) 受託事業者は、成果品の納品後、契約不適合が発見された場合は、市の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。その際に必要な経費は、受託事業者が負担するものとする。

6. その他

この仕様書に定める事項について紛争が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、彦根市契約規則（昭和44年彦根市規則第33号）、その他法令の定めるところによるほか、必要に応じて当事者間で協議してこれを定めるものとする。